

議 案 第 71 号

松戸市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

個人情報保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の改正を踏まえ、条例における個人情報等の定義の明確化を図るため。

松戸市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号中「及び電磁的記録で」を「若しくは電磁的記録であつて、」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を「若しくは電磁的記録」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第4条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「内容」の次に「（要配慮個人情報が含まれるときは、その旨を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。